

オーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第44のオーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実に係る植物検疫の実施については、平成十七年三月十日農林水産省告示第451号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 くん蒸施設

告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとされた。

- (1) くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するものであること。
- (2) くん蒸施設内のガス濃度を外部から測定できる構造であること。
- (3) くん蒸施設内のガス濃度を均一にする装置及び消毒終了後速やかにガスを排出する装置を有するものであること。
- (4) 臭化メチルの投薬装置が設備されていること。
- (5) くん蒸施設内の温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされた。

ア 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているこん包を使用すること。

イ 生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製等のこん包材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。

ウ こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。

(2) こん包場所

消毒終了後にこん包される場合、告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとされた。

ア くん蒸施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、コドリングの侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みのさくらんぼ生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じて消毒が行われること。

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するた

め、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1) の調査は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う日本向けさくらんぼ生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

(3) (1) の調査において、くん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うこと。

イ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱50ミリメートルに上げ、5ミリメートルに下がるまでの時間が22秒以上であることをもって行うこと。

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 告示4の(2)によりくん蒸を実施する場合

(ア) 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

(イ) ガス濃度の測定に用いられるパイプは、収着性の小さい材質であるとともに、測定点としてくん蒸施設中央部の上、中及び下の3点の空間部に設置されていることを確認すること。

(ウ) 消毒開始前に、ガス濃度測定機器は0.5mg/ℓ以上の精度を有したものであり、適切に校正されたものであることを確認すること。

(エ) 生果実の積付けがガス濃度の均一化を阻害しないよう行われたことを確認すること。

(オ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

(カ) くん蒸施設内の臭化メチルの濃度をグラム毎立方メートル(ミリグラム毎リットル)で表した数値とくん蒸時間数との積(以下「CT値」という。)は、くん蒸中のガス濃度から次により計算するものとし、CT値が所定の値以上であることを確認すること。なお、ガス濃度は(イ)において定める3点の臭化メチル濃度を測定し、その3点の平均測定値を用いるものとする。

$$CT \text{ 値 (mg} \cdot \text{h} / \text{ℓ}) = (7.5 C_{15} + 22.5 C_{30} + 45 C_{60} + 30 C_{120}) / 60$$

C_n : n分後のガス濃度 (mg/ℓ)

(キ) (カ)により求めたCT値が所定の値を下回った場合は、くん蒸時間を次の計算式により求めた時間分が延長されたことを確認すること。なお、延長時間は5分単位で切り上げること。

$$\text{延長時間 (分)} = 60(77.9 - CT \text{ 値}) / C_{120}$$

- (ク) こん包してくん蒸する場合には、こん包の通気性を確認すること。
- イ 告示4の(3)によりくん蒸を実施する場合
 - (ア) 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。
 - (イ) 1回に処理する生果実の量がくん蒸施設の内容積の44.5パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。
 - (ウ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

- ア 告示5の検査の実施の確認は、さくらんぼ生果実のこん包数の1パーセント以上について、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にコドリングアがないことを確認することをもって行うものとする。
- イ アの検査の実施の確認の結果、コドリングアが発見されたときは、コドリングアが付着した原因についてオーストラリア連邦植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。
- ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより検疫有害動植物がないことを確認したときには、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされた。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

ア PLANT QUARANTINE AUSTRALIA

イ PLANT QUARANTINE
AUSTRALIA

(2) 仕向地の表示

ア FOR JAPAN

イ 日本

6 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該さくらんぼ生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、

当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第 206号）によるものとする。

(4) コドリンガが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該荷口の全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ コドリンガが付着した原因について、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。